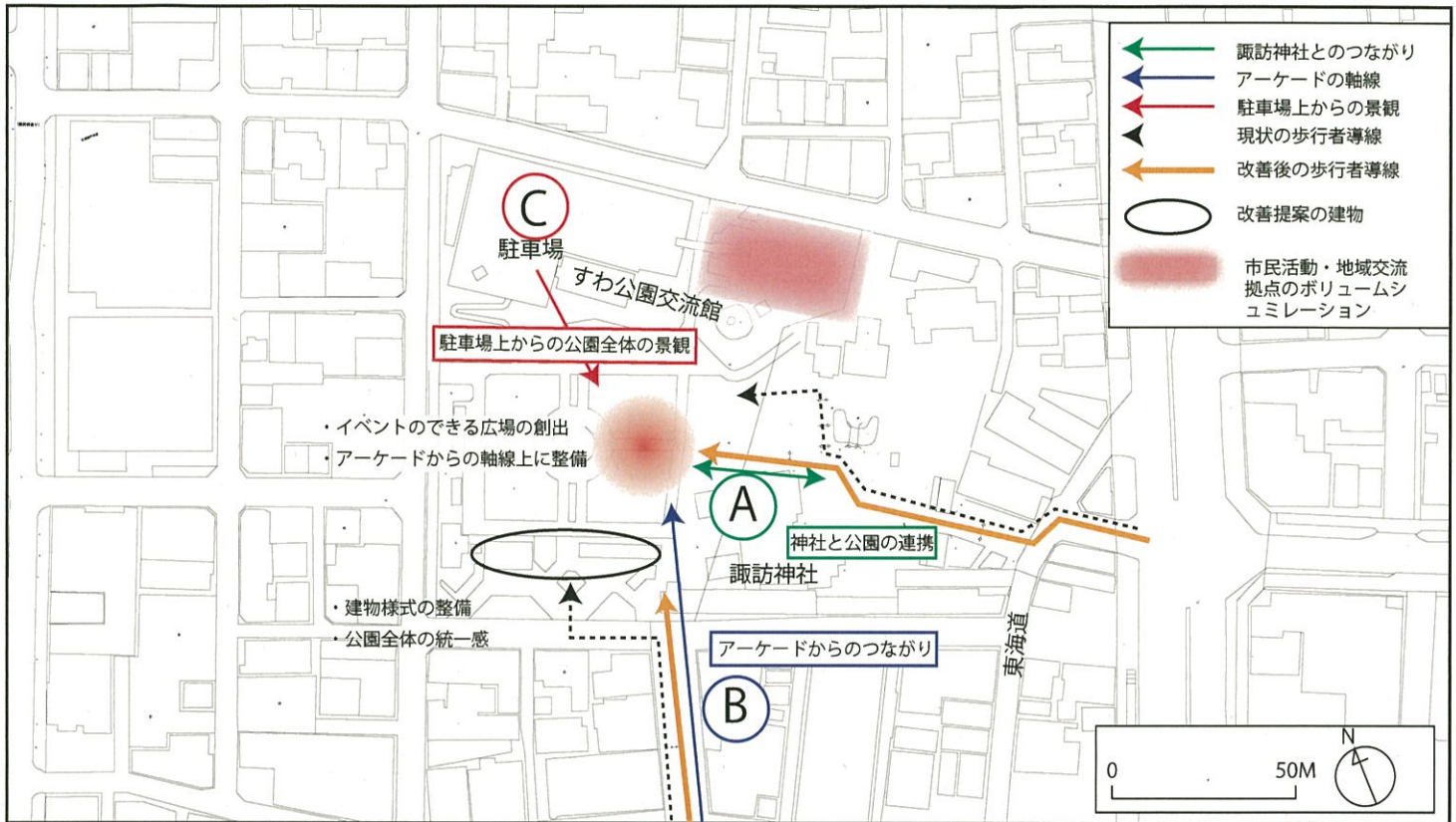


諏訪公園

公園全体の魅力化の考え方：商店街地区と連続した地域の日常の集いの場へ



A 諏訪神社とのつながり
 神社と公園の間の植栽を木のトンネルのように整備し、公園と神社を行き来しやすくする。

B アーケードの軸線
 アーケードの軸線を公園内に取り入れることでアーケードから公園内の様子がわかりやすくなる。

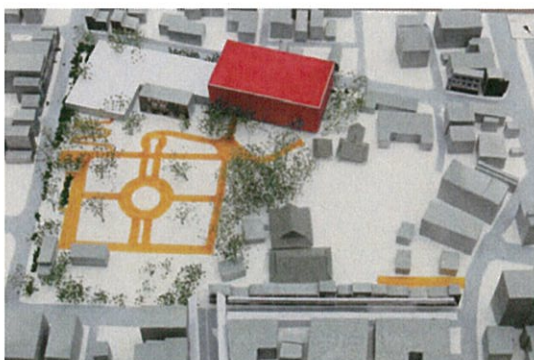
C 駐車場の整備
 駐車場上の広場から公園を見渡せるように植栽の高さや配置を整備しにぎわいがわかるようにする。

公園内の建物改善
 隣の神社と調和するように建物の様式を改善することで、公園全体に統一感が生まれる。

イベントスペースの活用
 多様な市民活動の場として広場周辺の設えや空間の修景を行う。

子どもの遊び場
 公園全体に子どもの遊ぶ場所を設け、遊具だけでなく子どもがのびのび遊べるようにする。(広場など)

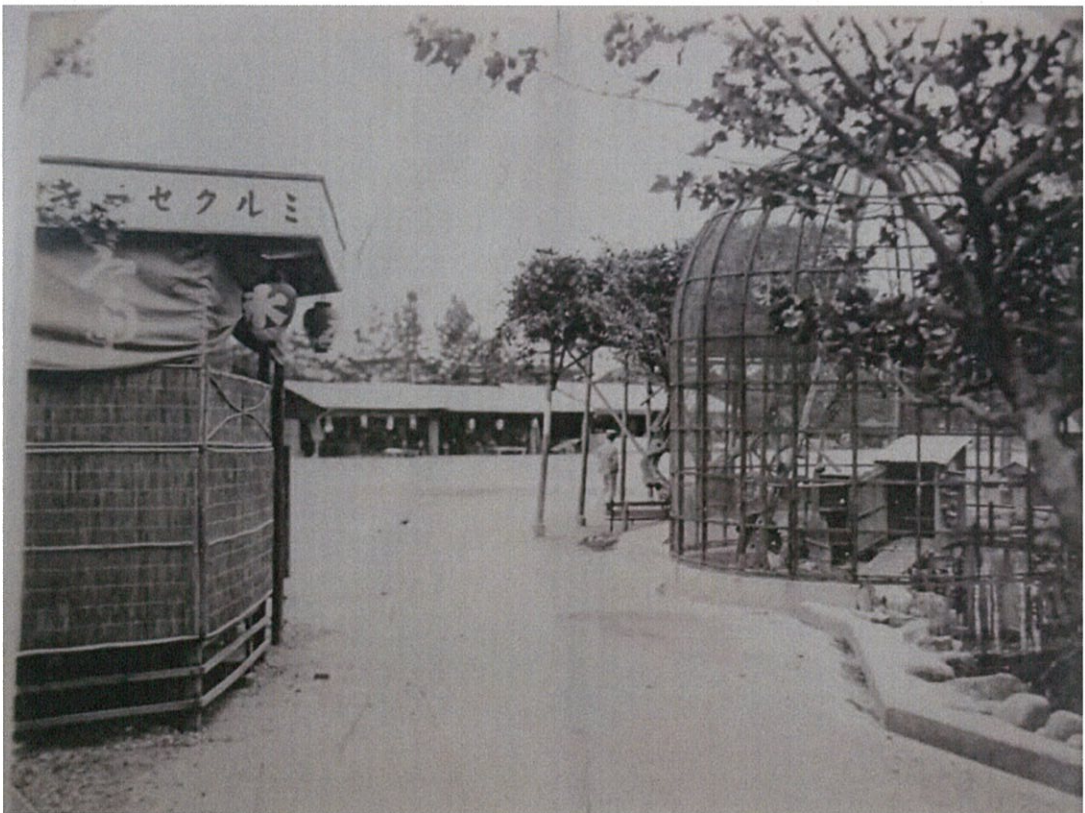
市民活動・地域交流拠点に際したボリュームシミュレーション



建築ボリューム			
・建築面積	900㎡	・階数	5階
・延べ床面積	4,500㎡		
属性			
・用途地域	商業地域		
・敷地面積	11,011㎡		
・建蔽率	80%(建築面積上限8,809㎡)		
・容積率	400%(延べ床面積上限44,044㎡)		
・既存建築面積	2,287㎡	・建築面積合計	3,189㎡
・既存延べ床面積	2,729㎡	・延べ床面積合計	7,229㎡



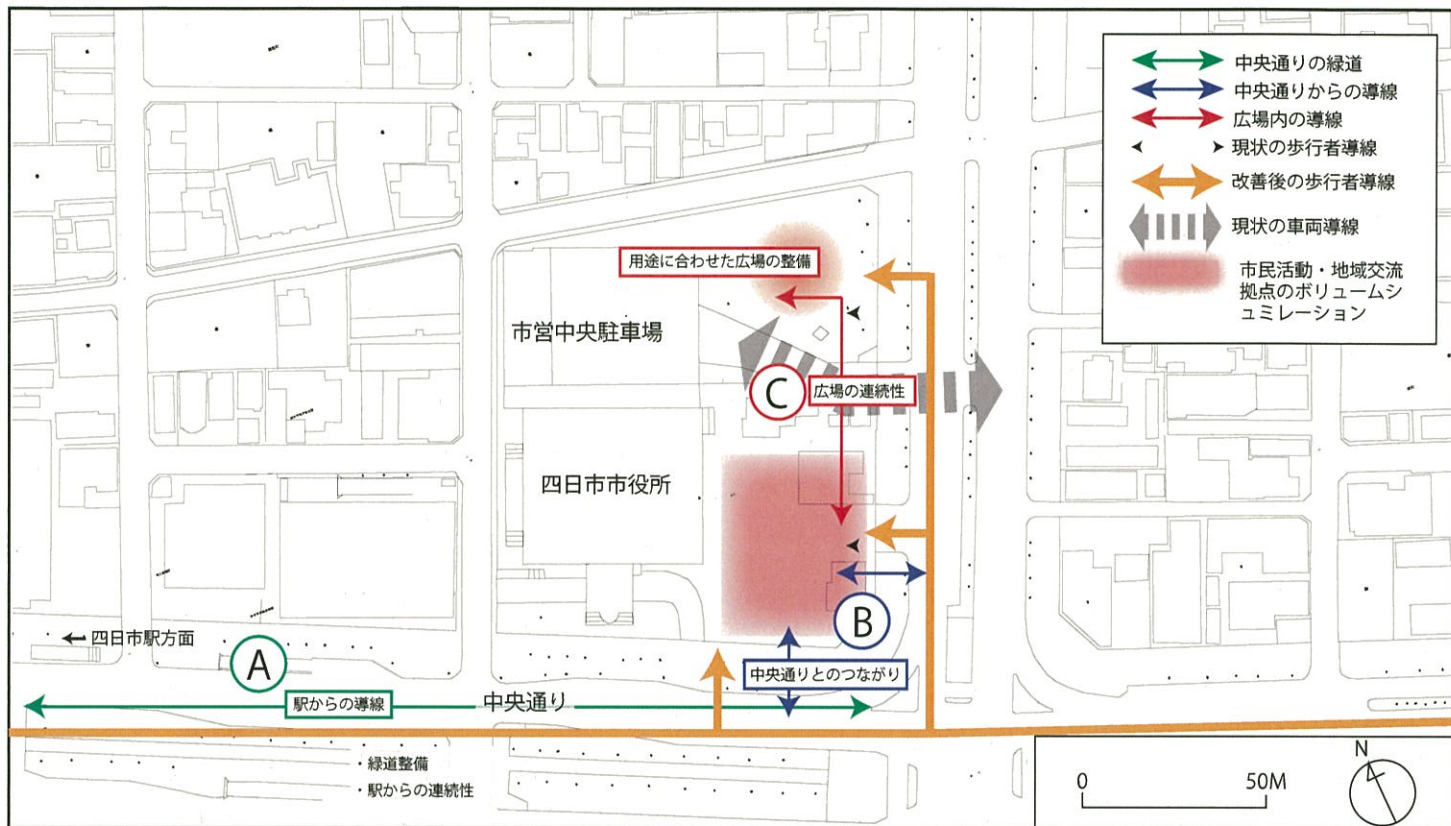
昭和35年頃の諏訪公園（写真：四日市市立博物館蔵）



昭和35年頃の諏訪公園（写真：四日市市立博物館蔵）

庁舎東側芝生広場

公園全体の魅力化の考え方：中央通りからの繋がりを意識した市民の憩いの場へ



A 中央通りの緑道整備
 緑道を整備し、快適に歩行できる空間とする。大通りを活かし、ランニングのコースとして活用する。

駅からの連続性を向上
 駅からの芝生広場までの電灯の装飾などを揃えることで、街の連続性を生み出す。

B 駐輪場・倉庫の移動
 駐輪場・倉庫を移動することで、中央通りからのアクセスや景観を向上させる。

大通りを活用した施設機能
 歩道の広さを活かした露店やカフェ及び既存の機能を活かしたレンタサイクルの拠点を提案。

C 広場の整備
 子どもが遊べるような丘や、市民がゆっくり留まれるような対面型のベンチを設置する。

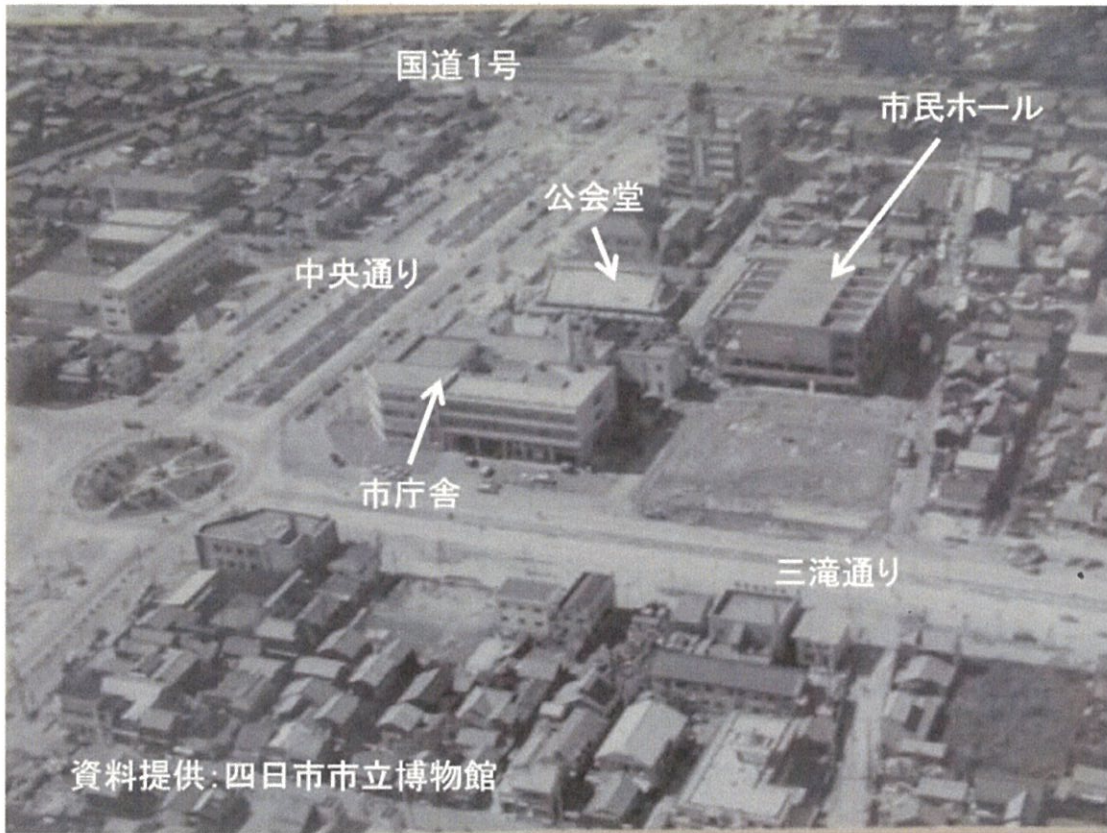
市営駐車場入り口の整備
 横断歩道や陸橋の設置、駐車場入り口の移動によって安全に歩行者が通れるようにする。

市民活動・地域交流拠点の計画に際したボリュームシミュレーション

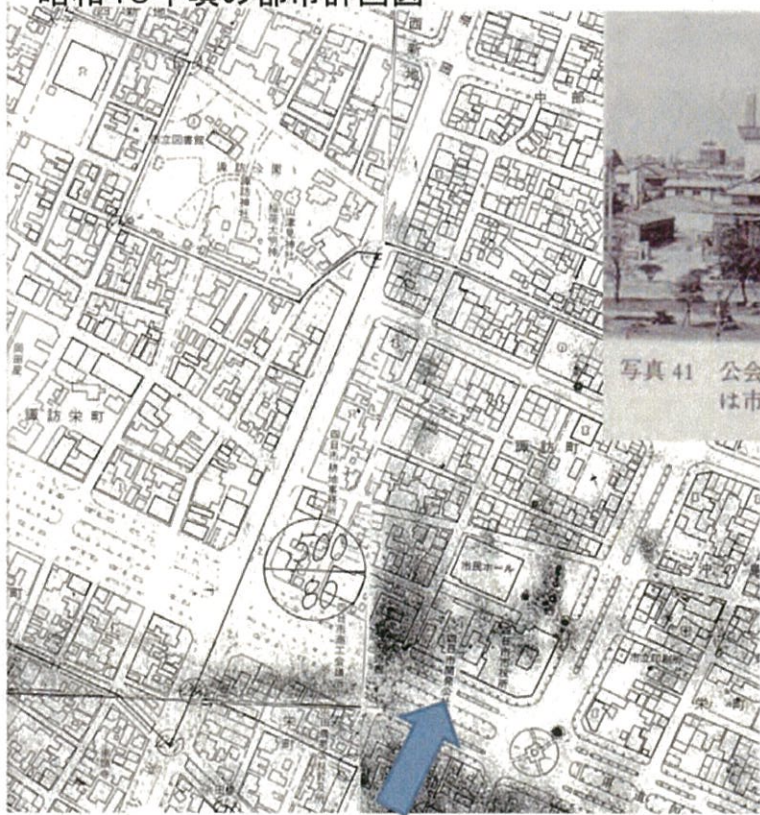


建築ボリューム			
・建築面積	2,200㎡	・階数	5階
・延べ床面積	11,000㎡		
属性			
・用途地域	商業地域		
・敷地面積	12,208㎡		
・建蔽率	80%(建築面積上限 9,766㎡)		
・容積率	500%(延べ床面積上限 48,832㎡)		
・既存建築面積	4,518㎡	・建築面積合計	8,718㎡
・既存延べ床面積	35,592㎡	・延べ床面積合計	46,592㎡

昭和35年頃の市役所周辺の様子



昭和40年頃の都市計画図



9. 事業化・管理運営案

■新しい拠点施設の管理運営

- ・様々な機能が同居することで、思いがけない新たな交流や活動を生み出す。
- ・それぞれの機能の日常の運営は民間活力を活かして、朝から夜遅くまで利用可能とする。
- ・質の高い空間を整備し、その空間を活かす運営体制を構築することにより、長期間愛着が持たれる施設づくりを目指す。

■導入機能イメージ

- まちなかの居場所スペース（市民のリビング空間）・ミーティング/バックヤード
 - ホール・スタジオ・展示・交流空間
 - 市民活動・地域交流拠点—四日市のまちづくり・催事のプラットフォーム機能
 - 軽飲食できるワークショップスペース（カフェ併設）
 - 屋外・オープンスペース
- ⇒みんなの「サードプレイス」～まちなか交流・情報発信機能～

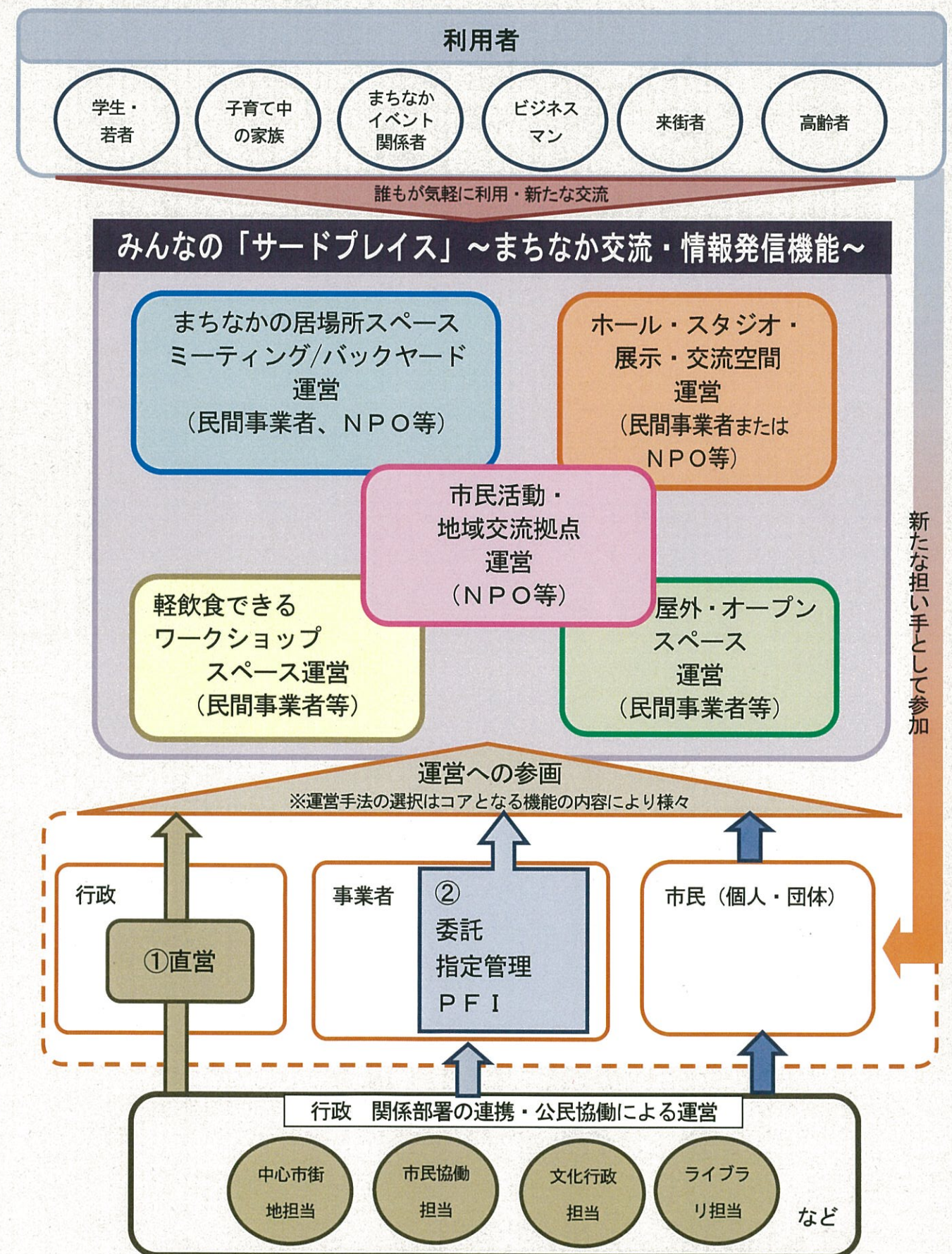
■運営方法

- ・魅力的な運営体制を目指して、行政だけでなく、市民（個人・団体）、事業者などさまざまな主体が関われる仕組みを構築し、運営を行う必要がある。

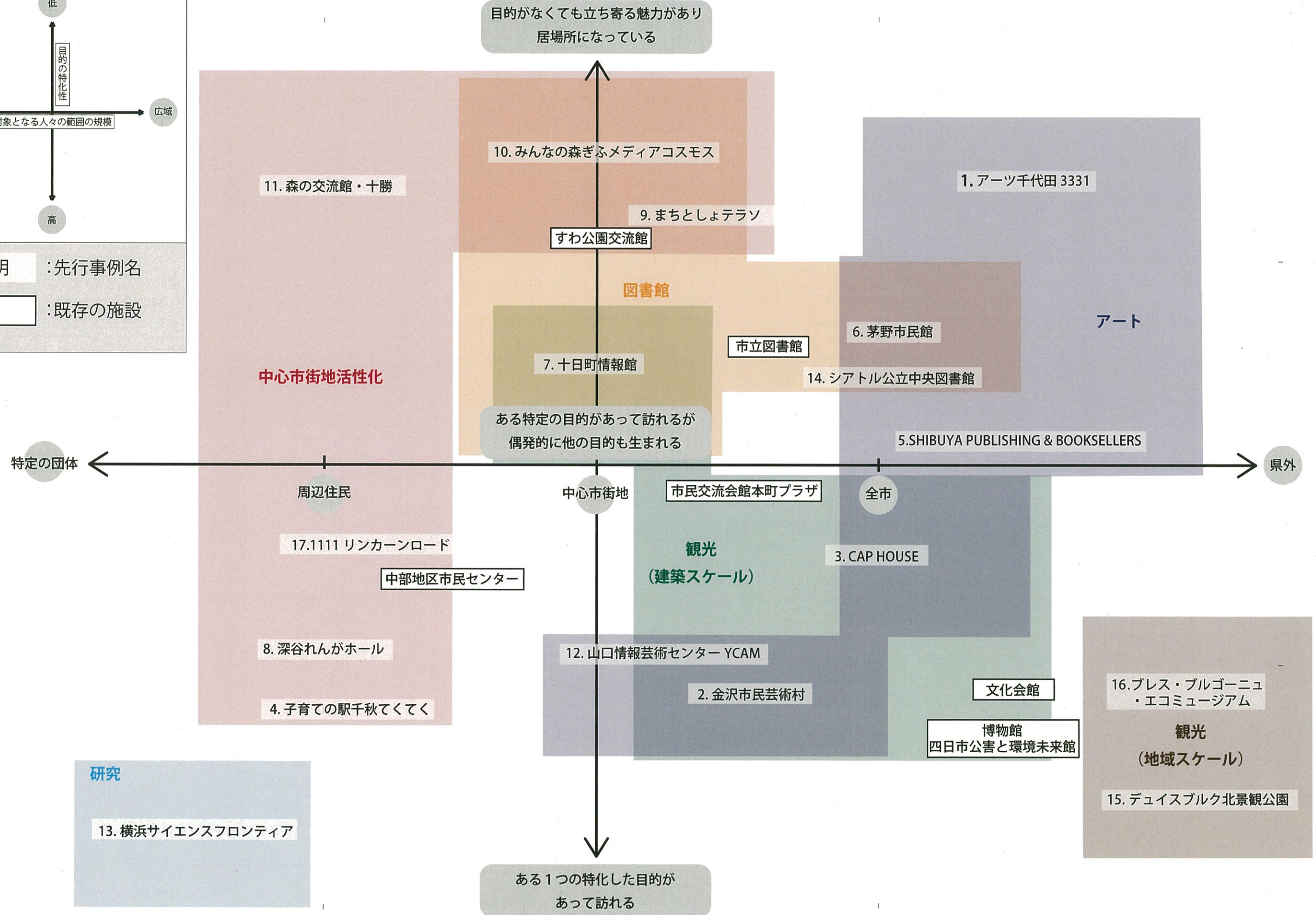
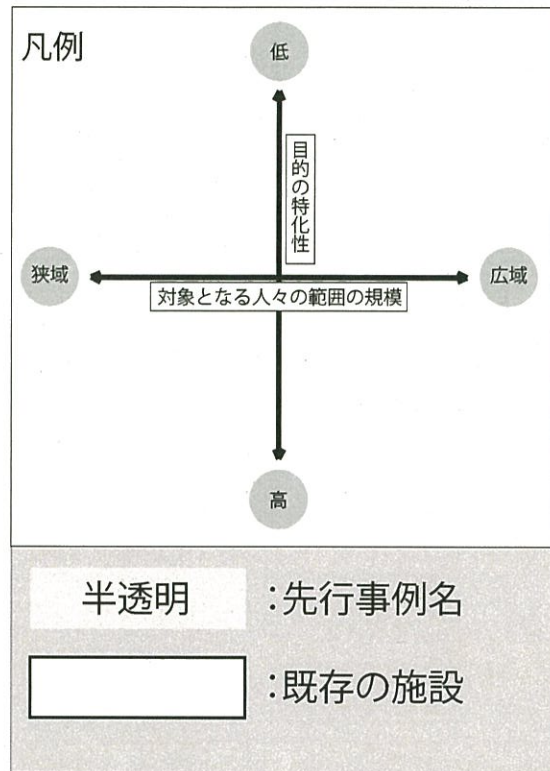
■事業化にあたっての課題

- 市内の公共施設の集約、統廃合
 - ・公共施設整備は、市内（特に中心市街地）の施設の現状や課題を所管の枠を超えて網羅的に把握し、その中で機能の集約を図るなど効率的・計画的な施設整備を検討する必要がある。
- 現状だけでなく10年後、20年後を見据えた施設づくり
 - ・健康管理や図書などの文献もICTで当たり前のように使える時代になるなど、現在とは市民生活自体が全く変わる可能性がある。新しい施設づくりを検討する上では、現状だけでなく10年後、20年後の将来を見据えることが必要である。
- キーパーソンの発掘と事業の結びつけ
 - ・中心市街地の活性化に資する事業を進めるため、キーパーソンと新たな事業を上手く結び付ける必要がある。既に活動している人、地元出身者で市外で活躍している人など発掘していく必要がある。
- 魅力ある施設づくりに向けた事業手法の検討
 - ・VFMを優先させれば民間活力を活用する手法はPFI、指定管理制度などの手法がある。その一方で、長年にわたり市民に親しまれ質の高い魅力ある施設を整備するため、デザインのルールを定めた上で設計コンペや事業プロポーザルを行うことも考えられる。
- 自立的な事業を支える「まちづくりファンド」
 - ・中心市街地における魅力ある施設づくりや空き地・空き店舗活用など自立的な事業を促進するため、まちの長期イメージを作成し、そのイメージにふさわしい事業に対して出資する「まちづくりファンド」の仕組みもある。

■新しい拠点施設の機能と管理運営イメージ



10. 四日市の既存施設と国内外の先進事例の特性



11. 国内外の先進事例概要

国内の先行事例（地名 / 竣工年）

1. アーツ千代田 3331（東京都千代田区 / 2010年）

機能：文化芸術センター・交流館・歴史館
利用者：区民・アーティスト・デザイン事務所
特徴：廃校のリノベーション
アートの文化拠点
延べ床面積：7,239.91 m²

3. CAP HOUSE（兵庫県神戸市 / 1999年）

機能：芸術に関わる若者の育成拠点
利用者：神戸市在住の美術家
特徴：阪神淡路大震災で壊れた旧居留地を改修
一般市民にも開放
敷地面積：3,992 m² 延床面積：5,094 m²

5. SHIBUYA PUBLISHING & BOOKSELLERS

（東京都渋谷区 / 2008年）
機能：書店・出版社・編集社・レンタルスペース
利用者：幅広い客層と参加者
特徴：出版・編集機能を内包した書店

7. 十日町情報館（新潟県十日町市 / 1999年）

機能：図書館・ホール・交流広場
利用者：市民
特徴：内藤廣による建築意匠が集客につながっている
建築面積：4,498 m²

9. まちとしょテラソ（長野県小布施町 / 2009年）

機能：図書館
利用者：周辺地域住民
特徴：市民に親しまれる憩いの場としての図書館
敷地面積：10,511 m²
延べ床面積：998 m²

11. 森の交流館・十勝（北海道帯広市 / 1996年）

機能：外国人居住者と市民の交流館
利用者：周辺住民
特徴：住民が主体となってイベントを行う
外国人居住者の暮らしのサポート
延べ床面積：1,708.57 m² ホール：266 m²

13. 横浜サイエンスフロンティア

（神奈川県横浜市 / 2000年）
機能：研究開発機関
利用者：市内の大学・研究所・関係者
特徴：工業地域の再生
敷地面積：約 3 km²

2. 金沢市民芸術村（石川県金沢市 / 1996年）

機能：文化施設・職人学校
利用者：市民
特徴：文化・芸術の町としての金沢を PR
建築面積（学校）：1,458.02 m²

4. 子育ての駅 千秋・てくてく

（新潟県長岡市 / 2009年）
機能：子育て支援施設・公園・保育園
利用者：周辺住民
特徴：公園一体型の子育て支援施設
豪雪に対応した屋内広場
敷地面積：20,476 m² 建築面積：1,371 m²

6. 茅野市民館（長野県茅野市 / 2005年）

機能：図書館・市民ホール・劇場
利用者：周辺地域住民
特徴：機能の連携により市民に開かれた複合文化施設
敷地面積：15,533.43 m² 延床面積：10,806.37 m²

8. 深谷れんがホール（埼玉県深谷市 / 2005年）

機能：市民活動の場
利用者：市民
特徴：れんが蔵施設連携による中心市街地活性の拠点
倉庫のリノベーション

10. みんなの森 ぎふメディアコスモス

（岐阜県岐阜市 / 2015年）
機能：図書館・市民活動交流センター・展示館
利用者：市民
特徴：中心市街地活性のために設立
行政と民間市民の協働
敷地面積：14,725.39 m² 延床面積：15,295.04 m²

12. 山口情報芸術センター YCAM

（山口県山口市 / 2003年）
機能：複合施設（図書館・ホールなど）
利用者：地域の親子
特徴：アートを取り入れた新しい市民の拠点づくり
敷地面積：14,536 m² 延床面積 14,807.54 m²

海外の先行事例（国名・地名 / 竣工年）

14. シアトル公立中央図書館

（アメリカ合衆国ワシントン州キング郡シアトル市 / 2004年）

機能：図書館

利用者：市民

特徴：市民へ開放されたメディア提供の場

延べ床面積（図書館）：33,720 m²

15. デュイスブルク北景観公園

（ドイツルール地方 / 2002年）

機能：公園・コンサート会場

利用客：主に国内の観光客

特徴：産業建造物の用途転用

地域活性化・再建を担う

16. ブレス・ブルゴーニュ・エコミュージアム

（フランスブルゴーニュ地方 / 1999年）

機能：エコミュージアム

利用者：主に国内の観光客

特徴：地域内ネットワークの中心として観光を担う

古城の再利用、独立 NPO が運営

17. 1111 リンカーンロード

（アメリカ合衆国フロリダ州マイアミ・デイド郡

マイアミビーチ / 2010年）

機能：立体駐車場・銀行・商店・住宅

利用者：周辺住民・観光客・商業活動

特徴：ヘルツォーグ・アンド・ド・ムロンによる質の

高い立体駐車場が、様々な店舗や商業活動の場

として利用されている

敷地面積：2,508 m²（車両 300 台収容可）

付 録

「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」について

(1) 検討内容

- ・本市のシティプロモーションの拠点や市民交流拠点の整備について、文化施設等も視野に入れた推進方策の検討
- ・公有地や公共性の高い空間の活用及び民間活力の活用も視野に入れた合理的な施設整備や整備後の施設運営の検討
- ・中心市街地ににぎわいを取り戻すためのあらゆる可能性についての検討

(2) 委員名簿

	名前	役 職 等
委員長	有賀 隆	早稲田大学 理工学術院 教授
委員	岩崎 祐子	四日市大学経済学部 教授
	岡田 邦彦	J. フロントリテイリング(株) 特別顧問
	黒部 三樹	三井不動産株式会社中部支店 次長
	小柴 正浩	ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン(株) 代表取締役社長
	恒川 和久	名古屋大学大学院工学研究科 准教授
ゲスト スピーカー	野村 愛一郎 (第1回)	三重相互株式会社 代表取締役社長 (諏訪西商店街振興組合理事長)
	久安 典之 (第1回)	一級建築士/久安典之建築研究所 (3番街発展会代表)
	阪 早苗 (第2回)	すわ公園交流館運営協議会委員、 (有)阪竹男建築研究所
	水谷 武生 (第2回)	諏訪商店街振興組合専務理事

(3) 会議開催状況

全5回開催

○第1回

日時：平成27年11月28日(土) 場所：四日市商工会議所 大会議室

内容：中心市街地活性化について専門的立場からの意見交換

○第2回

日時：平成27年12月25日(金) 場所：四日市商工会議所 中会議室

内容：市民アンケート等から見た中心市街地活性化に対する市民ニーズ等について検討

○第3回

日時：平成28年1月20日(水) 場所：四日市商工会議所 中会議室

内容：公園・公有地ごとの立地条件とポテンシャルについて検討

○第4回

日時：平成28年2月19日(金) 場所：四日市商工会議所 中会議室

内容：市民のライフスタイルと市民活動に連携した、中心市街地に求められる機能について検討

○第5回

日時：平成28年3月23日(水) 場所：四日市商工会議所 大会議室

内容：報告書について

四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地の活性化に繋がる次の各号に掲げる内容について具体的な推進方策の策定に関する諸事項を検討する機関として四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- (1) 本市のシティプロモーションの拠点や市民交流拠点の整備について、文化施設等も視野に入れた推進方策の検討
- (2) 公有地や公共性の高い空間の活用及び民間活力の活用も視野に入れた合理的な施設整備や整備後の施設運営の検討
- (3) 中心市街地ににぎわいを取り戻すためのあらゆる可能性についての検討

(所掌事務)

第2条 検討会議は、推進方策の策定に向け、必要な事項について様々な観点から検討・協議し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間開発等の実務経験者
- (3) 民間資金活用の専門家
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し検討会議を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進方策を策定する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 検討会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討会議は、所掌事務の一部につき、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、商工農水部商業勤労課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。